

令和 7 年度 上尾市内部統制評価報告書

上尾市長畠山稔は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

上尾市長畠山稔は、上尾市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「上尾市内部統制基本方針」（令和 7 年 4 月 1 日）を策定し、当該方針に基づき本市の全ての事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

評価対象期間を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、評価基準日を令和 8 年 3 月 31 日として、ガイドラインに基づき、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価を実施したところ、本市の内部統制は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 8 年 7 月 10 日

上尾市長 畠 山 稔

令和7年度 上尾市内部統制評価報告書（附属資料）

1 全庁的な内部統制について

（1）整備状況及び運用状況

内部統制基本方針の下、職員及び組織の役割を定めるとともに、ガイドラインに示された内部統制の基本的要素ごとに整理された評価の基本的な考え方及び評価項目に沿って内部統制の目的を達成するための規範等を整備し、運用しました。

（2）評価結果

次のとおり各評価項目において適切な取組がなされており、整備上及び運用上の不備はなかったことから、全庁的な内部統制は有効に整備され、かつ、運用されているものと判断しました。

< 統制環境 >

評価の基本的な考え方		
1	長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	
	評価項目	整備・運用状況
1-1	長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。	法令等の遵守などを定める「上尾市内部統制基本方針」、誠実かつ公正な職務執行の宣誓を定める「上尾市職員のサービスの宣誓に関する条例」、各職位に求められる能力を示す「標準職務遂行能力表」などにより、事務を管理し、並びに執行する上での誠実性及び倫理観の重要性を示しています。
1-2	長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。	「上尾市内部統制基本方針」及び「上尾市職員倫理条例」を行動基準として職員に周知しています。これらは、ホームページにおいて公表しています。
1-3	長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	人事評価制度により職員の勤務態度、公務員意識等について評価しています。 逸脱行為が認められた場合、各部署の長及び管理職員を中心に速やかに是正措置を講じています。

評価の基本的な考え方		
2	長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。	
評価項目		整備・運用状況
2-1	長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	内部統制制度を有効に機能させるため、市長を委員長とする上尾市内部統制推進委員会を設置し、適切な組織構造について検討を行う体制を整備しています。
2-2	長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	「上尾市内部統制基本方針」により市長を内部統制の総括的な責任者と定めるほか、「上尾市組織規則」及び「上尾市事務専決規程」により部署の役割等を設定しています。

評価の基本的な考え方		
3	長は、内部統制の目的を達成するに当たり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	
評価項目		整備・運用状況
3-1	長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	本市が求める職員像を明示し必要な人材の確保に努めるとともに、職員の適性、経験等を踏まえ適切な人員配置をしています。また、「上尾市人材育成基本方針」に基づき、職員に対し使命及び責任の自覚を促すほか、階層別研修など各種研修を通じて、職務遂行に必要な知識及び技能の習得等による能力向上を図っています。
3-2	長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	「標準職務遂行能力表」により各職位に求められる能力を示し、これにふさわしい職務行動を評価しています。また、内部統制に対する責任の履行に係る逸脱行為があった場合は、内容に応じて指導等を行うなど適時必要な対応を行っています。

<リスクの評価と対応>

評価の基本的な考え方		
4	組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	
評価項目		整備・運用状況
4-1	組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	職員定数の見直し、機構改革及び行政評価を通じて、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、その内容を「上尾市職員定数条例」等により明示しています。

4-2	組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それによってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	推進部局が「上尾市内部統制実施マニュアル」及び「リスク評価シート」により、リスクの評価及び対応のプロセスを明示しているほか、研修等を実施し、リスクの評価及び対応が行われることを確保しています。
-----	---	--

評価の基本的な考え方		
5	組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	
評価項目		整備・運用状況
5-1	組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	「リスク評価シート」により、各部署の所管する事務の全てを検討対象とし、網羅的にリスクの識別を行っています。
5-2	組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する 2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	「上尾市内部統制実施マニュアル」及び「リスク評価シート」により、リスクが過去に経験したものであるか否か等評価項目に記載のプロセスに従い、リスクの分析、評価等を行っています。
5-3	組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	「上尾市内部統制実施マニュアル」及び「リスク評価シート」により、各部署において一定の量的・質的重要性があるリスクに対して適切な対応策を整備しています。また、推進部局が「リスク評価シート」の確認をすることで、対応策の適切性を検討しています。

評価の基本的な考え方		
6	組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	
評価項目		整備・運用状況
6-1	組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討	「上尾市職員倫理条例」に基づくコンプライアンスの推進の取組の一環であるコンプライアンスの事例検討等を通じて、不正等が生じる可能性を検討し、リスク対

	し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	応策を整備しています。また、同条例により不正を適時に発見する体制を整備しています。
--	---	---

<統制活動>

評価の基本的な考え方		
7	組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	
評価項目		整備・運用状況
7-1	組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されていることを把握しているか。	決定されたリスク対応策の整備及び運用について、各部署による自己評価の実施、推進部局による「リスク評価シート」の確認等を通じて適切に対応策が実施されているかを確認しています。
7-2	組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	各部署において統制活動が過度の負担にならないよう、推進部局が「内部統制リスク分類表」に基づき分類した一定の量的・質的重要性のあるリスクを中心に対応することで、統制活動の水準が確保されるよう適切に管理を行っています。

評価の基本的な考え方		
8	組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。	
評価項目		整備・運用状況
8-1	組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分離 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討	「上尾市組織規則」、「上尾市事務専決規程」、「上尾市予算規則」及び「上尾市会計規則」により権限と責任の明確化を図るとともに、「上尾市事務専決規程」により適時かつ適切な承認を行うほか、上尾市行政評価推進本部を設置し、業務の結果の検討をしています。
8-2	組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	推進部局は、各部署に対し「リスク評価シート」の自己評価結果を報告させるとともに、必要に応じ、ヒアリング等を通じて是正措置を行っています。

<情報と伝達>

評価の基本的な考え方	
9	組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。

評価項目		整備・運用状況
9-1	組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	「上尾市行政文書管理規程」に基づき文書主任を置き、文書事務の適正な管理を図るとともに、「上尾市事務専決規程」に基づき適切な決裁手続を経ることにより情報の信頼性が担保された公文書が作成される体制を構築しています。
9-2	組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	市民意識調査、上尾市市民コメント制度等の運用により、外部からの情報の活用を図っています。
9-3	組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	「個人情報の保護に関する法律」に基づき市が保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、「上尾市情報セキュリティ基本方針」に基づき情報資産の保護及び管理を適切に行っています。

評価の基本的な考え方		
10	組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	
評価項目		整備・運用状況
10-1	組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	「上尾市行政文書管理規程」により到着文書を適切に所管部署に配布し、情報の内容に応じて合議又は供覧を行うほか、庁議、グループウェアの掲示板等により、庁内全体の情報共有を図る体制を構築しています。
10-2	組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	「上尾市職員倫理条例」に基づき、情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しています。

<モニタリング>

評価の基本的な考え方		
11	組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的評価を行っているか。	
評価項目		整備・運用状況
11-1	組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じた balan	各部署において、自己評価及び通常業務中での確認により日常的モニタリングを行うとともに、推進部に

	スの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的评价を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	において「リスク評価シート」を用いて独立的评价を行い、内部統制の是正及び改善を行っています。
11-2	モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備については、該当の部署において必要な是正を行っています。その結果は、該当の部署から推進部局及び監査委員に報告されています。

＜ＩＣＴ（情報通信技術）への対応＞

評価の基本的な考え方		
12	組織は、内部統制の目的に係るＩＣＴ環境への対応を検討するとともに、ＩＣＴを利用している場合には、ＩＣＴの利用の適切性を検討するとともに、ＩＣＴの統制を行っているか。	
評価項目		整備・運用状況
12-1	組織は、組織を取り巻くＩＣＴ環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	「上尾市情報セキュリティ基本方針」により、ＩＣＴ環境への対応方針等について定めています。
12-2	内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なＩＣＴの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	「上尾市情報システム運営・開発管理規程」に基づき、必要かつ十分なＩＣＴの程度を検討しているほか、事業主管課に対し、技術的な支援及び助言をすることでＩＣＴの適切な利用を図っています。
12-3	組織は、ＩＣＴの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	「上尾市情報セキュリティ対策基準」に基づき、ＩＣＴの全般統制としてシステムの管理等を行っています。
12-4	組織は、ＩＣＴの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	「上尾市情報セキュリティ対策基準」に基づき、マスター・データ等の適切な保持管理等に関する体制を構築しています。

2 事務レベルの内部統制について

(1) 整備状況及び運用状況

各所属において所管事務に関するリスクの識別・分析を行い、重要度が高いと判断したリスクに対してリスク評価シートにより対応策を整備し、運用しました。

(2) 評価結果

次のとおり整備上の不備はありませんでしたが、運用上の不備は、33件ありました。

判明した不備については、事案共有による再発防止の啓発や事務体制の見直し等を行うなどの是正措置を講じていることを確認し、かつ、重大な不備はなかったことから、事務レベルの内部統制は有効に整備され、かつ、運用されているものと判断しました。

<整備上の不備の一覧>

「整備上の不備」とは、結果として不適切な事項が発生していないものの不適切な事項を生じさせる蓋然性が高いものをいい、このうち地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものは「重大な不備」に該当する。

種類	件数	不備の内訳
不備なし	211件	なし
不備あり	0件	なし
重大な不備あり	0件	なし

<運用上の不備の一覧>

「運用上の不備」とは、整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させたものをいい、このうち地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたものは「重大な不備」に該当する。

種類	件数	不備の内訳
不備	33件	収入の誤り 2件 支出の誤り 7件 情報管理の誤り 20件 賦課徴収の誤り 4件
重大な不備	0件	なし

※重大な不備に該当する場合における「経済的・社会的な不利益が大きい場合」とは、当該不適切な事項が次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 市又は市民等に生じた回復困難な損失の総額が100万円を超える場合
- (2) 回復困難な影響を受けた市民等の人数が100人を超える場合
- (3) (1)に定める額又は(2)に定める人数以下の不適切な事項であるが、その発生の原因が職員著しく不適切な事務処理や非違行為等によるものである場合